

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	2 8 0 5 - 2 8 7 - 6 8 6 9 - 5	仕 様 書 番 号
げん外機（9．9馬力）	G E - F 2 8 0 5 0 5	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 7 年 4 月 1 日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	補給統制本部 施設部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品の舷外機（以下，“製品”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

N D S Z 8 0 1 1 角形銘板

b) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 一般的事項

製品は、国土交通大臣による型式承認を受けたものと同一型式の製品とするほか、この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

3.2 性能等

性能等は、調達品目表による。

3.3 塗装

製品の色は、製造業者の規定するOD色又は黒とする。また、社名ロゴなどは、目立たない色とす

るか又は表示しない。

3.4 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。細部は、承認図面による。

- a) GLT-CG-Z000001の2.3及びNDS Z 8011による、1種銘板¹⁾及び3種銘板²⁾を舷外機（収納箱に収納状態で記載事項が確認可能な箇所）に表示する。
- b) 収納箱上面に、GLT-CG-Z000001の図1に示す物品管理区分標識“施設器材”及び品名を黒色塗料で表示する。また、蓋の裏面には、GLT-CG-Z000001の2.3及びNDS Z 8011による4種銘板を取り付ける。

なお、操作、安全などに関する表示、標識などは、日本語又は英語によって表示する。

注¹⁾ NDS Z 8011の図1 a)を標準とする。

注²⁾ NDS Z 8011の図4 b)を標準とし、横置時の注意事項を表示する。

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

6 その他の指示

6.1 サービス拠点

契約の相手方は、日本国内に修理、部品交換などに対応可能なサービス拠点をもちなければならない。

6.2 附属品

附属品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、調達品目表による。

6.3 予備品

予備品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製造業者の規定する標準予備品とする。

6.4 承認用図面

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の箇条6によって、3.4及び附属品明細表、収納箱についての承認用図面3部を契約担当官等に提出し、承認を受ける。ただし、過去に納入実績があり、前回納入時と変更がない場合は、官側の承認を受けて省略してもよい。

6.5 納入書類

6.5.1 添付書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製品ごとに表1の書類を添付する。

表1－添付書類

番号	名称	数量	媒体種類	摘要
1	取扱説明書	1	紙	G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の7.1 a), 7.2 a) 及び7.3 a) による。日本語版とし、 合冊してもよい。
2	整備資料（第1種）	1	紙	
3	部品表（第1種）	1	紙	
4	検査成績書	1	紙	型式承認書（写）に代えてもよい。

6.5.2 提出書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製品納入時、陸上自衛隊補給統制本部施設部に表2の書類を提出する。ただし、過去に納入実績があり、前回納入時と変更がない場合は、省略してもよい。

表2－提出書類

番号	名称	数量	媒体種類	摘要
1	取扱説明書	1	紙	G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の7.1 a), 7.2 a) 及び7.3 a) による。日本語版とし、 合冊してもよい。
2	整備資料（第1種）	1	紙	
3	部品表（第1種）	1	紙	
4	検査成績書	1	紙	型式承認書（写）に代えてもよい。
5	製品の写真	一式	紙	四方写し（前、後、左、右）

6.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の8.3による。

調 達 品 目 表

調 達 要 求 番 号		作 成 部 隊 等 名	補給統制本部 施設部
調達要求年月日		作 成 年 月 日	令和 7 年 月 日
仕 様 書 番 号			

1 調達品目

品名	カタログ製品名 ^{a)}
げん外機	スズキ (株) D F 9 . 9 B
	トーハツ (株) M F S 9 . 9 E
	本田技研工業 (株) B F 9 . 9 D
	ヤマハ発動機 (株) F 9 . 9 J
	又は同等以上のもの (他社の製品を含む。)
注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

2 性能等

同等と判断する要求基準は、次による。

- a) エンジンは、4 サイクルガソリン機関とする。
- b) 最大出力は、9 . 9 馬力 (7 . 3 k W) 以上とする。
- c) 起動方式は、リコイルロープ手動式とする。
- d) シャフトは、S サイズシャフトとする。
- e) プロペラを備える。
- f) 操だ (舵) 方式は、バーハンドルとする。
- g) 本体重量は、5 0 k g 以下とする。

3 附属品

附属品は、製造業者の規定する標準附属品に含まれる場合を除き、次による。

番号	品名	数量	規定
1	燃料タンク	1	燃料ホース, 固定ベルト付, 1 2 L 以上
2	木製収納箱 (OD 色)	1	a) 舷外機本体, 燃料タンク及び附属品を収納でき, 車両輸送に対し, 十分な強度をもつ。 b) 内容品が保護できるよう適当な間仕切り, 固定台及び携行用の取っ手を設け, 施錠が可能である。 c) 蓋の裏面に収納時の注意事項を表記する。 d) 全長 1 3 5 0 mm, 全幅 7 5 0 mm, 全高 5 5 0 mm を標準とする。
3	キャリアスタンド	1	キャスター付